

かんたん位置プラットフォーム（かんたん位置・かんたん位置 EX）利用規約

第1条（規約の制定目的）

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、サービス契約者に「かんたん位置プラットフォーム（かんたん位置・かんたん位置 EX）（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、「かんたん位置プラットフォーム（かんたん位置・かんたん位置 EX）利用規約」（重要事項説明書、別紙等を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。また、本サービスの利用には、次の事項にも同意する必要があります。

- (1) 当社の定める Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(IoT)
- (2) 株式会社ゼンリンの定める地図閲覧規約（本サービス中で「地図データ」を利用する場合）

第2条（本規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

- 2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じてサービス契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本規約の公表）

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条（本規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味については、次の定義に従うこととします。

- (1) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- (2) サービス契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (3) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.ntt.com/business/services/maxiv/lp/kantanichi.html>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

- (4) 契約者提供サービス：本サービスを利用したサービスで、サービス契約者が自ら提供するもの（社内向け、第三者向け等を問いません。）をいいます。
- (5) 利用者：契約者提供サービスの提供を受ける者をいいます。
- (6) 契約グループ：サービス契約者が1の契約者提供サービスにおいて利用し、本サービスの提供を受けることができる専用端末の集合をいい、サービス契約者が本規約の定めに従い当社に届け出ることにより特定されるものをいいます。
- (7) 専用端末：かんたん位置プラットフォームで利用する GPS 搭載端末をいいます。
- (8) 端末所持者：専用端末の所持者をいいます。
- (9) 本システム：サービス契約者が本サービスを利用するために必要となるシステムで、当社が運用・管理するサーバ、回線、周辺機器等のハードウェア及び当該ハードウェアに搭載されるコンピュータプログラムからなる一連のシステムをいいます。
- (10) 管理者画面：サービス契約者が契約者提供サービスを管理するためのウェブ画面で、当社が契約グループごとにサービス契約者に提供するものをいいます。
- (11) 管理者操作マニュアル：当社が別途サービス契約者に提示する管理者画面の操作マニュアルをいいます。
- (12) 利用者画面：利用者が契約者提供サービスを利用するためのウェブ画面で、当社が契約グループごとにサービス契約者に提供するものをいいます（当社が提供するものを利用してサービス契約者が作成する画面を含みます）。
- (13) 利用者操作マニュアル：当社が別途利用者に提示する利用者画面の操作マニュアルをいいます。
- (14) 契約者パスワード等：当社が契約グループごとにサービス契約者に交付する ID、パスワード等をいいます。
- (15) 利用者パスワード等：サービス契約者が利用者に交付する利用者を特定するための ID、パスワード等で、本システムを通じて払い出されるものをいいます。

第6条（本サービスの内容等）

本サービスの契約プランには、「かんたん位置」及び「かんたん位置 EX」があります。本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、当社所定の各種申込書、管理者操作マニュアル、利用者操作マニュアル及び本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、専用端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- (1) サービス契約者からの求めに応じて、「位置情報通知機能」により送出された専用端末の位置情報を蓄積し受信できる機能（以下「かんたん位置情報機能」といいます。）
- (2) サービス契約者が契約者提供サービスを利用者に提供するために必要となるプラットフォームの提供

2 当社は、自己の都合により、サービス契約者にあらかじめ当社が適当と判断する方法により周

知することにより、前項に定める本サービスの機能の全部又は一部を変更できるものとします。

- 3 サービス契約者は本サービスを契約者提供サービスとして利用者へ提供するにあたり、本規約に定めるサービス契約者の義務と同等の義務を、自らの責任で利用者へ課すものとします。
- 4 サービス契約者は、本サービスを利用するために必要な専用端末その他の通信機器、ネットワーク環境及びこれらとともに必要となる全ての機器を、自らの費用と責任で準備するものとします。ただし、かんたん位置情報機能に含まれるネットワーク環境についてはこの限りではなく、当社が Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(IoT)に基づき提供する IoT Connect Mobile Type S を利用するものとします。
- 5 かんたん位置情報機能に係る電気通信設備への位置情報の送出は、専用端末を利用している場合に限り行うことができ、かんたん位置情報機能の情報送出の求めに応じて行うことができます。なお、当社は、かんたん位置情報機能を利用した情報送出の求めがあったときは、要求先となる専用端末に係る契約者へ、その旨を通知します。
- 6 サービス契約者は、本サービスに係る位置情報の送出の求めがあった場合の位置情報の送出方法を設定することができます。
- 7 当社は、位置情報の送出が行われる際に、専用端末に係る識別番号等を併せて送出します。
- 8 当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。蓄積期間は 93 日間、蓄積可能数は 1ID あたり 1,000 件となります。
- 9 サービスの状況等により、既に蓄積されている位置情報が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報の復元はできません。
- 10 利用者は、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置情報の送出を求め、その結果の通知を受け取ることができます。ただし、電波状況又はその他の理由により、通知の遅延又は不達となる場合があります。
- 11 「かんたん位置」及び「かんたん位置 EX」の機能については、別表 01 で定める通りとします。
- 12 端末所持者は専用端末の電源を切ることにより電源が切れている間の位置情報の提供を拒否することができるものとします（電源を切る前の位置情報は提供されます）。
- 13 専用端末のソフトウェアについては自動的にバージョンアップされる場合があります。
- 14 本サービス及び専用端末における設定、電波状況その他の理由により、本条に定める位置情報の送出、受信及び蓄積ができない場合や遅延する場合があります。

第 7 条（利用契約の成立）

本サービスの利用を希望する場合は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の申込書に必要事項を記載して当社に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。

- 2 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。

- 3 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載若しくは申込時に虚偽の申告がなされたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき
 - (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (6) 本サービスの申込者が、当社が指定する必要書類を提出しないとき
 - (7) 本サービスの申込者が、本サービス若しくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
 - (9) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
- 4 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。
- 5 当社は申込みの承諾後であっても、3項各号に該当することが明らかになった場合には前項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消によりサービス契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、サービス契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 6 本サービスの利用開始日については、専用端末の納品された日が利用開始日となり、利用開始日を含む月の翌月から本サービスに係る利用料金が発生します。

第8条（契約グループへの専用端末の登録・削除等）

サービス契約者は、本規約の定めに従い、専用端末を特定の契約グループに登録しようとする場合、当社が別途定める方法で本サービスの利用に必要なシステム登録等を行うものとします。当社は、登録完了後、サービス契約者へ「登録完了通知書」（以下「登録完了通知書」といいます。）にてその旨通知します。

- 2 当社は、前項に定める届出に応じて契約グループに専用端末の追加をした場合、サービス契約者に対し、サービス契約者が契約者提供サービスにおいて利用者に交付することを目的とする専用端末ごとの利用者パスワード等を、本システムを通じて速やかに払い出します。
- 3 サービス契約者は、1の契約グループに登録されている専用端末について、本規約の定めに基づ

づき契約を解約、解除、終了（以下総称して「終了等」といいます。）した場合又は名義変更、承継、改番した場合、当社が別途定める様式によりその専用端末に係る情報を速やかに当社に届け出るものとします。

第9条（利用料金）

本サービスの利用料金は、当社が個別に見積もりを行ったうえで、利用契約に定めるものとします。

- 2 当社は、本サービスに係る設定費用及び毎月の利用料金について、請求書をサービス契約者に交付するものとし、サービス契約者は請求書の受領後45日以内に加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに当社が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料はサービス契約者の負担とします。
- 3 利用料金については、日割りいたしません。
- 4 月の途中で解約した場合や、利用中止又は利用停止があった場合でも当該月に関わる利用料金が発生します。
- 5 月の途中で「かんたん位置」及び「かんたん位置 EX」の間で本サービスを変更した場合、当該月に係る利用料金は、「かんたん位置 EX」の料金となります。
- 6 サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- 7 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 8 サービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（利用中止）

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
 - (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき
 - (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき
 - (6) 株式会社ゼンリンの都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめサービス契約者にその

ことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

- 3 本サービスは定期保守メンテナンスを毎週第火曜 20 時～24 時に実施するものとし、該当時間帯は本サービスの利用を中止することがあります。

第 11 条（利用停止）

当社はサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき
- (2) サービス契約者が利用者及び端末所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるとき、その他第 14 条（サービス契約者の義務）に違反したとき
- (3) 本規約に反する行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をサービス契約者に通知します。ただし、第 14 条（サービス契約者の義務）に違反した場合、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第 12 条（利用の制限）

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部又は全部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 4 当社が前各項の措置をとったことによりサービス契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第 13 条（免責）

当社は本規約で特に定める場合を除き、サービス契約者にかかる損害を賠償しないものとし、サービス契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、サービス契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、サービス契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。
- 3 当社は、本規約の変更等によりサービス契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
- 5 当社は、当社の責めによらない事由による故障又は障害（本サービスの一部を構成する第三者のソフトウェア等に起因するものを含みます。）について、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（サービス契約者の義務）

サービス契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 利用者及び端末所持者の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報又は位置情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
 - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (10) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為、その恐れのある行為をしないこと
 - (11) 前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 サービス契約者は本サービスを契約者提供サービスとして利用者へ提供するにあたり、本規約に定めるサービス契約者の義務と同等の義務を、自らの責任で利用者へ課すものとします。利用

者による本規約又は適用される関連法令への違反があった場合、当社はサービス契約者による本規約等への違反とみなし、あらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することができるものとしします。

- 3 サービス契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 4 サービス契約者は本サービスを利用者に対し契約者提供サービスとして提供するにあたり、電気通信事業法その他の関連する法令に基づき必要となる手続を経るものとしします。
- 5 当社は、サービス契約者の本条に規定する義務違反によりサービス契約者又はその他の第三者に発生する損害について責任を負わないものとしします。
- 6 サービス契約者は、本サービスにかかる ID、パスワード、多要素認証に用いる認証コード、認証アプリ、証明書、端末、生体情報その他の認証要素等（以下「ID 等」といいます。）をサービス契約者の責任において適切に管理し、みだりに第三者に開示等してはならないものとしします。なお、本条において「多要素認証」とは、ID 及びパスワード等のサービス契約者のみが知る情報、サービス契約者が保有する認証コード、認証アプリ、証明書、端末その他の所持情報、又はサービス契約者の生体情報のうち、異なる種類の認証要素を複数組み合わせる行う認証をいいます。
- 7 サービス契約者は、ID 等の漏えい、盗用、不正使用その他第三者による不正利用を認識した場合（その恐れがある場合を含みます。）、直ちに当社所定の方法により当該 ID 等の変更、利用停止、再設定その他必要な措置を講じるものとしします。
- 8 サービス契約者は、本サービスの認証については、原則として、当社が別に指定する多要素認証を利用するものとしします。多要素認証は、不正アクセス、なりすまし、情報漏えい等のリスクを低減するための措置であり、当該リスクを完全に排除するものではありません。なお、サービス契約者が多要素認証を利用しない場合、当該リスクがより高まることを理解したうえで当該選択を行うものとしします。
- 9 当社が、本サービスの利用時に入力又は送信された ID 等と、当社に登録済みの ID 等との一致その他当社所定の方法により認証を完了した場合、多要素認証の有無及び ID 等をサービス契約者自身が使用したか否かを問わず、サービス契約者による利用とみなします。
- 10 ID 等の漏えい、盗用、第三者による不正使用その他の事故があっても、当社は当該利用を有効に取り扱い、これにより生じた損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負いません。
- 11 サービス契約者が第 5 項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置によりサービス契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとしします。
- 12 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨をサービス契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（サービス契約者の協力義務）

当社は以下の場合、サービス契約者に対し、利用契約に関するサービス契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲でサービス契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、サービス契約者はこれに応じるものとします。

- (1) サービス契約者による利用契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 サービス契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第 16 条（サービス契約者に対する通知）

サービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) サービス契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信します。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信したもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) サービス契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出たサービス契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第 17 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)において公表します。

第 18 条（利用者の同意）

サービス契約者は、本規約、個人情報保護にかかる法令及び関係官庁が定める指針、ガイドライン等に定める義務を自ら遵守し、また利用者及び業務委託先等に遵守させるなど、端末所持者の個人

情報を漏えいし又はプライバシー等の権利若しくは利益を侵害することがないように必要な措置を講じるものとし、利用者及び端末所持者から適切な方法で同意を得るものとします。

- 2 サービス契約者は、利用者画面に表示される内容又は専用端末の利用履歴（利用者画面へのログイン回数及びその日時、端末所持者による当該位置情報端末の操作内容、操作回数及びその日時その他管理者画面を通じて取得可能な情報として管理者操作マニュアルに掲げる情報）を取得し、これを対象となる利用者又は端末所持者を特定することができない方法により、サービス契約者又は第三者（当社を含む。）が利用履歴を統計データとして利用することについて、利用者及び端末所持者から適切な方法で同意を得るものとします。

第 19 条（当社の知的財産権）

本サービスの提供に関連して当社がサービス契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

- 2 サービス契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除又は変更しないこと

- 3 本条の規定は利用契約の終了後も効力を有するものとします。

第 20 条（非保証）

当社は、本サービスの内容、サービス契約者又は利用者が本サービスを通じて得る情報等（位置情報及び秘密情報を含みます。）が、完全であること、正確であること、確実であること、有用であること等について保証しないものとし、これらに起因してサービス契約者、利用者、端末所持者その他の第三者に何らかの損害が生じたとしても、当該損害については責任を負いません。

- 2 サービス契約者は本サービスの利用にあたり、以下の事項に同意するものとします。

- (1) メンテナンス工事や設備障害に起因して、端末所持者の位置情報データ等の欠損が発生する可能性があること
- (2) 欠損した位置情報等のデータについて、サービス契約者からの要望があった場合であっても、当社はその欠損に関する調査を行わないこと

第 21 条（変更の届出）

サービス契約者は、当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をサービス契約者に求める場合があり、サービス契約者はこれに応じるものとします。
- 3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第22条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合、解約希望日の30日前までに、当社所定の解約申込書に必要事項を記載して当社に提出することにより利用契約を解約することができるものとします。

第23条（当社が行う利用契約の解除）

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめサービス契約者にそのことを通知の上、利用契約を解約することがあります。

- (1) 第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、サービス契約者が利用料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき
- (3) サービス契約者が第7条（利用契約の成立）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき
- (5) サービス契約者が利用者及び端末所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があると、当社が判断したとき
- (6) サービス契約者が自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
- (7) サービス契約者が、本サービス若しくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) サービス契約者又はその役員が反社会的勢力といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき

- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき
- (6) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為、その恐れのある行為をしたとき
- (7) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 当社は、第 10 条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、又は利用契約の一部若しくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、又は本サービスに係る契約を一部若しくは全部を解約しようとするときは、あらかじめサービス契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 24 条（利用契約の終了）

契約グループに登録されている全ての専用端末の利用が終了等した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

- 2 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。この場合、当社は、位置情報を含め、本サービスに係るサービス契約者の一切の情報（サービス契約者が契約者サービスの提供をする上で取得した利用者等の情報を含みます。）を、本システムから削除します。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第 25 条（損害賠償の制限）

当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、賠償する責任を負うものとします。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点においてサービス契約者が利用している部分にかかるものに限り、その合計額を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前 2 項の規定は適用しません。

第 26 条（本サービスの廃止）

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
- 3 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 27 条（第三者への委託）

サービス契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

- 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 25 条（損害賠償の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第 28 条（契約者の地位の承継）

法人の合併又は分割によりサービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、そのサービス契約者の地位を承継するものとします。

- 2 前項の規定により、サービス契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第 29 条（承諾の限界）

当社は、第 7 条（利用契約の成立）に定めるほか、サービス契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第 30 条（管轄裁判所）

サービス契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（分離可能性）

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断され

た場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第 32 条（準拠法）

本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和 8 年 10 月 8 日 I & P 2 サ 000400000766-01）

本規約は令和 8 年 10 月 8 日から実施します。

別表 01

サービス	タイプ※1	測位タイミング		
		第三者検索※3	タイマー通知間隔 最小値	振動感知通知間隔 最小値
かんたん位置	UI	回数制限なし	5 分	5 分
	WebAPI 連携	200 回/日	5 分	5 分
かんたん位置 EX	WebAPI 連携	回数制限なし	15 秒※2	2 分

※1 UI タイプ：位置情報サービスを展開する上で必要な機能や Web 画面をワンパッケージで提供するタイプ

WebAPI 連携タイプ：WebAPI 連携機能を用い、システム構築（用途に合わせた独自の機能や画面）が可能なタイプ

※2 専用端末の種類によってご利用できない場合がございます。

※3 機械的（WebAPI 連携、Web アプリなど）に、短い一定間隔での第三者検索はご利用いただけません。

別紙

地図閲覧規約

本サイトの閲覧者（「お客様」）は、本サイトにより提供される地図データ（「地図」）の閲覧前に、必ず以下の規約（「規約」）をお読みください。規約の全ての事項に承諾した場合のみ地図を閲覧してください。お客様が地図を閲覧した場合は、規約を承諾したものとみなします。

第1条（地図の著作権および使用許諾）

1. 地図の著作権は株式会社ゼンリン、株式会社ゼンリンデータコム（「ゼンリンデータコム」）またはこれらに権利を許諾する第三者に帰属します。
2. お客様は、お客様自身がお使用のコンピュータでのみ、地図を閲覧することができるものとします。なお、お客様が個人の場合には、お客様は、著作権法に定める私的使用の範囲（個人的に又は家庭内 その他これらに準ずる限られた範囲）で地図を印刷出力して使用できるものとします。
3. お客様は地図について、前項に定める権利以外のいかなる権利も取得するものではありません。

第2条（禁止事項）

お客様は以下の行為をすることはできません。

- (1) 前条で明示的に許諾される場合を除き、方法の如何を問わず、地図の一部でも、複製（印刷を含む。）、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をすること。
- (2) 有償無償および方法の如何を問わず、地図（形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む）の一部でも、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させること。

第3条（保証）

地図は、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすことおよび正確性、完全性を有することを保証するものではなく、地図に誤り等があった場合でも、お客様は地図の交換・修補・代金返還その他の対応を要求する権利を有しないものとします。

第4条（地図提供の停止等）

1. 提供される地図の全部または一部は、本サイトに地図を配信するサーバシステム（「本システム」）の保守・点検が行われる際、一時的に中断されることがあります。
2. 提供される地図の全部または一部は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様への事前の通知なく一時的に中断されることがあります。

- (1) 本システムの保守・点検を緊急に行う場合。
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本システムの運営が不可能となった場合。
 - (3) 運用上または技術上やむを得ず本システムの運営一時中断が必要であると判断された場合。
 - (4) 本システムの障害等により、本システムの運営ができなくなった場合。
3. 本システムの運営および地図の提供は、お客様に対する予告無く終了することができるものとします。

第5条（注意事項）

お客様は、自動車、自転車、電車、バス及び歩行者経路検索サービス（「本サービス」）をご利用する際には、お客様の安全のために以下の事項に注意するものとします。

- (1) PC、スマートフォン、タブレット、携帯電話等（「端末」）の画面を見ながらの自動車、バイク又は自転車等の運転及び歩行は大変危険であるため、地図を確認する場合は、必ず安全な場所に停止してから行うこと。
- (2) 本サービスを自動車内でカーナビゲーションとしてご利用する場合には、同乗者に地図を閲覧させるか、あるいは、安全な場所に停車してから行うこと。
- (3) 交通規制情報、地図情報、渋滞情報、ルート情報、料金情報、施設情報その他情報は参考情報であり、常に実際の歩道や道路の状況と交通ルールを優先すること。
- (4) 地図にはすべての病院、消防署、警察署などの情報が含まれているわけではなく、また、情報が実際と異なる場合があります、予定した時間内に到着できない可能性があるため、本サービスを救急施設などへの誘導目的に使用しないこと。

第6条（地図閲覧履歴等の利用）

1. お客様が本サイト上で地図を閲覧した場合には、当該地図の閲覧履歴等（「地図閲覧履歴等」）が、ゼンリンデータコムによって取得・蓄積されることがあります。ここで言う地図閲覧履歴等とは、目的地等の地図の検索履歴および当該履歴に緯度経度情報が付与されたもの（これらに限られない。但し、端末識別番号等、個人を特定する情報は含まれない。）であって、再識別化できない情報を意味します。なお、地図閲覧履歴等は、本サイト運営者の事業のために利用される（地図閲覧履歴等を利用して統計資料等を作成するために、第三者に提供することを含む。）ことがあります。
2. ゼンリンデータコムは、地図閲覧履歴等について、同社所定のプライバシーポリシーに準じて適切に管理するものとし、前項で定める第三者に対しても、適切に管理させるものとします。

附則 2026 年 10 月 8 日制定

以 上

※地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 50 万分の 1 地方図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。(平 29 情使 第 444-B23 号)

※[c2012-2017 一般財団法人日本デジタル道路地図協会] 地図の作成に当たっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。

(測量法第 44 条に基づく成果使用承認 12-2010)